

北海道告示第 10685 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年号外法律第 123 号）に基づき、次のとおり障害福祉サービス事業所、障害者支援施設若しくは一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所について、同法第 36 条、38 条、第 51 条の 19 及び第 51 条の 20 の規定により、指定又は取消するとともに、第 46 条及び第 51 条の 25 に規定する廃止又は第 47 条に規定する辞退の届出を受理した。

なお、「次のとおり」については、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課並びに各総合振興局及び振興局に備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/jigyousyosisetuichiran.html>）から閲覧することができる。

令和 6 年（2024 年）4 月 19 日

北海道知事 鈴木 直道